

## 【南区の文書 解説】

〔はじめに〕

この解説は、原則として『史料 京都の歴史 13 南区』（京都市、平成 4 年）の巻末に収録された文書解説に基づいています。

掲載にあたっては、誤植を正したり、一部削除したところなどありますが、原則としてもとの文章のとおりとし、文意は改めませんでした。ただし、現状と明らかに異なる場合などでは、注記を加えたところもあります。

以上の点をご勘案いただき、各文書の内容について参考にしていただければ幸いです。

### ◆M001 宇野(治)家文書

宇野家文書は、触書留 5 点、証書類 35 点、嘆願書・口上書類 11 点、記録類 1 点、明治以降文書 5 点に分類される。触書留は文久から慶応にかけての幕末期のもの、証書類は大部分が金銭関係証文、田地売買証文である。年代は永禄 7 年から慶応 2 年まで長期間にわたっているが、永禄 7 年の屋敷寄進状は江戸後期の写しであり、正文としては享保 13 年がもっとも古い。

宇野家文書の最大の特徴となっているのは嘆願書・口上書類で、天明から文久にまで及んでいるが、うち 6 点が天明年間の文書である。天明年間の文書は藍の不作による年貢減免を訴えた内容で、中世以来の藍生産の実態をうかがわせる貴重な史料となっている。なお、文久元年の嘆願書も藍取引に関するものである。

記録類は寛政 8 年 12 月の「唐橋方七八条方霰二付御救」と墨書された冊子で、28 石 1 斗 9 升 8 合 2 勺 6 才の米が、個人別に記される。明治以降文書は、宇野家系図につき新政府に提出した文書写しと、ほかは証書類となっている。提出された系図書によると、宇野家のもと丹波国桑田郡山本村（現亀岡市）に住したが（『篠村史』篠村史編纂委員会、昭和 36 年）、慶長 8 年、東寺新在家町に移住、以来、観智院鎮守宮仕職を勤めたとある。

### ◆M006 竹内(新)家文書

竹内家は唐橋村の庄屋を勤めた家で、その所蔵文書から同村の状況を概観することができる。唐橋村は、元禄 3 年に分村して東唐橋村を本村、西唐橋村を支村とし、明治 5 年に至ると再び一村に復したといわれている。同家文書には、寛保 3 年の村明細帳があり、耕地、建物、河川、用水樋、生業など同村内の様子が詳述されている（村明細帳は天明 7・慶応 3・4 年分もある）。検地帳は、延宝 7 年から幕末まで、年貢免定・年貢皆済目録は、宝暦 3 年から明治 5 年まで、宗門人別改帳は元治 2 年から明治期まであり、時代的にばらつきがあるものの、いわゆる地方文書の基本帳簿類がのこっている。

また同村にとって悩みの種であった用水相論については、たとえば用水井口の杭打ちに関しては、吉祥院村・上鳥羽村・西七条村などとその取り扱い方法の取り決めがなされて

いる(享保4)。紙屋川(現西高瀬川)の川ざらえ相論については、西八条村などに行っている(安政9)。各相論は江戸時代中期から幕末に至るまでつづいており、その関係史料が散見される。

そのほかには、年預方日記(明和5～寛政3)、年貢相論関係文書(嘉永6)、家普請関係文書(安政6)、村絵図などがのこっている。

#### ◆M007 吉祥院天満宮文書

吉祥院天満宮は吉祥院政所町に所在する神社。文書の年代は延宝8年から明治12年にわたり、ほとんどが神社および社家に関する文書であるが、一部分吉祥院村村政文書が混在している。今城家領の勘定目録(享保20)、伏見宮家領水帳(延享3)等5点がこれに相当する。なお吉祥院天満宮自体は社領をもたないので、その関係の文書は当然皆無である。文書中、もっとも古い年紀をもつものは慶長13年の「御十号相承」であるが、いわゆる文書の類では延宝8年に写された境内図、および「橋鳥居天女堂修復新造仕様帳」の2点である。もっとも延喜3年の菅原良道願文があるが信頼できない。

神社の由緒類は幕末を中心に14点のこされている。社家関係は歴代社家石原氏の口宣案類が8点。また、社家の日記や吉祥天女の開帳(江戸)日記などの記録額が36点。その他、京都所司代の禁制が正徳5年、享保3年、文政12年の3通のこされている。

#### ◆M008 長岡(宇)家文書

長岡家は、乙訓郡下久世村に居住した家である。文書の概要は、近世文書がほとんどである。近世文書には、宝永5年11月5日「夜叉講本米借帳」、寛延2年3月「福田寺退院二付諸覚日記」のほか、安永9年6月・寛政9年6月・文化元年6月15日・文化14年11月・弘化2年4月の「御触状写帳」がある。下久世村への触は、雑色松村三郎左衛門がもたらししていることがわかる。近代文書には、明治初年の田畑の測量図がある。

#### ◆M010 田中(良)家文書

田中家は、西九条村に江戸時代以来居住している家である。一紙1点、帳面2点、絵図1点からなる。一紙は、安永4年に隠居場を建てるにあたって、その許可を京都町奉行所に求めたものである。長帳は、「御湯講」に関するものであり、寛政12年から昭和18年にかけての記録である。絵図は、享保7年の西九条村の概況を描いたもので(『史料 京都の歴史 13 南区』口絵)、稲荷御旅所や稲荷御古旅所のほか、わら葺きの民家がみられ、当時の村の様子をよく伝えている。

#### ◆M012 駒田(忠)家文書

「記録帳」と題する冊子1冊。明治7年から昭和42年に至る上久世村の村方雑事を書き留めたもの。明治期の記述は、桂川堤防に関して他村との水利に関する申請書の控、近年

のものは村の年中行事に関するものである。

◆M013 井上(隆)家文書

井上家は上久世村曇華院領の庄屋で、小右衛門を名乗る。文書の内訳は、(1)触書・約定等の法令類 6 点、(2)売券・借用書等の証文 178 点、(3)訴訟・上申書等相論関係 93 点、(4)土地・年貢等の帳簿類 48 点、(5)寺請・宗門関係 24 点、(6)記録・由緒書 4 点、(7)絵図 3 点で、内容は多岐にわたっており、上久世村村内の動向、とくに用水利用や信仰生活に至るまでの基礎的な史料となっている。もっとも古いものとしては、写しながら慶長 10 年 9 月の板倉勝重の下知状があり、内容は村内寺院の上竹を免除したもの。

(1)の約定には、桂川の渡し船法度、渡し船の新造に関しての近隣 7 か村の支出割当てについてのものなどがある。(2)では土地売券や金子借用証文のほかに、桂川の久世渡し・橋に関して、渡し船株・舟橋株の売券がみられることが注目される。(3)については用水、とくに当村を含む西山一帯に水を供給する今井用水の利用に関するものが多い。旱魃のときにはとくにその用水配分のことが問題になり、近隣の数か村との間に訴訟・和談がくりかえされている。そのほか年貢延納願や銀子下行願、屋敷普請願等がある。また宗教関係では、当村の鎮守綾戸神社の祭礼期日に関する上申書、毎年 6 月の祇園祭に祇園社に参拝することになっている駒形稚児に関するものなどが含まれる。(4)の土地・年貢関係は検地帳、反別高帳、小前帳、年貢皆済状、年貢勘定目録等である。(5)は上久世村内曇華院領内の人別帳、寺請状、往来手形等である。(6)に関しては、領主曇華院との間の証文・願書を留めた「曇華院宮御用日記」(明和 3)、「上久世村産神綾戸大明神御祭礼ノ事」(天明 4)等が注目される。最後に(7)の絵図には、上久世村大藪村境絵図、上久世村村絵図が含まれる。

◆M014 三善院文書

三善院は吉祥院里ノ内町に所在する浄土宗寺院。三善清行の創建と伝える。文書は江戸時代初期に書かれたとおもわれる縁起 1 巻。

◆M015 原田(禎)家文書

原田家は、西九条村に居住した家で、幕末から明治にかけて金右衛門と称していた。近世文書は 5 点、近代文書は 7 点である。近世文書は、嘉永 6 年と文久元年の家の建て替えのための京都町奉行所への願書や金銭の借用に関する証書類である。近代文書は、土地や金銭に関する証書類である。

◆M017 蔵王堂光福寺文書

光福寺は久世上久世町のほぼ中央にあつて、その境内地は蔵王の森として古くより知られる。すでに中世にあつても、東寺領上久世荘の荘民の精神的な紐帯であつた。かつては東寺の支配下にあつたが、江戸時代以降天台宗三鈷寺末、現在は浄土宗。

文書は当寺の縁起 2 巻。内容はともにほぼ同じで、天暦 9 年に浄蔵貴所が蔵王堂を建立したことを記す。うち 1 巻には、天暦 9 年 3 月の奥書があるが、これはのちの仮託で、ともに江戸時代の作である。

#### ◆M018 高畷(好)家文書

高畷家は、中久世村に居住した家であり、公家久世家の代官的職務を勤め、久世家の「役所日記」にもたびたび登場する。文書は、幕末期の年貢収納に関するものばかりで、文政 3 年 9 月から慶応 2 年 9 月にかけての各家ごとの年貢の納入を命じた「久世様御年貢米納之通」と、庄屋に宛てた「久世様御年貢米納惣通」の 2 通りからなる。領主久世家の文書は数多く残っているので、この文書と合わせて読むと、中久世村における久世家の年貢収納を知るてがかりになる。

#### ◆M019 田中(健)家文書

田中家は、東九条村に居住し、代々伝兵衛を名乗り、江戸時代後期には二条家領 520 石の庄屋を勤めた家である。文書の大半は、二条家領の支配や年貢の収納に関する史料であるが、田中家の土地や金銭にかかわる証書類や経営にかかわる帳簿等のほか、高瀬川の開削、用水、鴨川水害、車稼ぎ(運送業)、藍作、寒天の製造についての史料が含まれ、内容は多岐にわたる。土地売買や金銭借用に関する証書類は近世中期から明治にかけて、年貢などの村政にかかわる文書は江戸時代後期のものが多い。近世初期の文書は、すべて写しである。近世初期の史料としては、高瀬川開削に関する文書や、高瀬川・鴨川の用水についての文書がある。水利についての文書は、江戸時代を通じてのこっている。

二条家領にかかわる庄屋文書としては、元禄 5 年・寛保 3 年・天明 8 年・寛政 5 年・同 11 年の名寄帳、幕末期の「二条様御家領御年貢取立帳」、二条家からのさまざまな通達書などがある。二条家領は、東九条村高 2,263 石余のうち 520 石をしめ、同村の最大規模の領地であるとともに、二条家領 1,708 石余のうちでももっとも大きな領地であり、公家領の実態を知るうえで、貴重な史料である。ただし、触留、検地帳、宗門改帳、村明細帳などの基本的史料は含まれていない。

公家領の史料としてもっとも注目できるのは、幕末期に二条家の財政改革が行われ、その影響を強く受けていることである。東九条村の村民は、二条家からかなりの額の借財があった。その借財を整理するため、村民は、自分の家財を売り払い、それで得た資金で二条家からの負債を整理している。

産業や生活についての史料にもたいへん恵まれ、近郊農村の様子がよくわかる。村の中央を竹田街道が貫通しているとともに、高瀬川が流れていたため、東九条村は交通の要所にあたり、車稼ぎがさかんであった。車稼ぎの史料では、京都の車仲間の同業者とともに、伏見の車仲間と営業権を争い、自分たちの営業権を守ろうとしたことがよくわかる。当村ばかりでなく、広く京都全体の運送業者の動向を知ることができる史料である。鴨川の河

原では、冬に寒天の製造がさかんに行われ、東九条村生産の寒天が長崎へ運ばれたことが記されている。講に関する文書から、伊勢講・湯立講・報恩講などが行われていたことがわかる。

東九条村の東端には鴨川が流れているので、水害に悩まされた。洪水により農業生産にも被害がでて、各領主によって被害が検分されている。幕末期の堤防修築にかかわる史料から、治水がいかに行われていたかがわかる。

田中家にかかわる史料としては、「御年貢下作帳」により、同家の所持する田畑が、二条家領を中心として、九条家領、西園寺家領、徳大寺家領、庭田家領、相国寺領、知恩院領、花山院家領、一条家領、千種家領、青蓮院領、稻荷社領、東福寺領、南禅寺領にまで及んでいた。近世後期から明治にかけて、かなりの地主であったことがわかる。金銭出納簿や土地の売買・金銭の借用にかかわる証文が多くのことっているので、同家の経済状態をうかがうことができる。

明治・大正期の史料では、宇賀神社の寄付等に関する人名簿がある。

#### ◆M020 陶化小学校所蔵文書

陶化小学校は、明治 5 年に東九条校として仮に設立され、明治 6 年に正式に授業を開始した。校舎には、九条家の陶化殿が用いられた。明治 26 年、陶化小学校と改称した。「京都市立陶化小学校沿革史」には、創立の経緯のほかに、大正期に村立裁縫学校が付設されていたことや、昭和 20 年に京都府北桑田郡に疎開したこと、昭和 26 年に朝鮮語の課外授業が行われたことなどが記されている。

注)陶化小学校は、平成 24 (2012) 年 3 月に閉校。

#### ◆M021 藤岡(栄)家文書

大宝元年の年記をもち、表題を「垂仁天王御判形之写」と記した 1 巻の文書であるが、もちろん偽作であり、河原巻物とよばれる、職業起源説話を記した文書。

#### ◆M022 吉祥院小学校所蔵文書

沿革史 1 冊。明治 5 年の開校以来の沿革を大正 4 年にまとめたものであるが、それ以後も書きつがれている。

#### ◆M024 上鳥羽小学校所蔵文書

文書は、おもに明治 25 年に写された「東九条・吉祥院・上鳥羽村誌」と、3 冊の学校沿革史とからなる。村誌は、京都府立総合資料館蔵「京都府地誌」とほぼ同内容である。学校沿革史によると、明治 5 年 8 月 20 日に創立し、明治 27 年に現在地に移転されたことがわかる。特筆すべきこととしては、明治 20 年代に上鳥羽子守教育場が併設されたことがある。このほかに、弘化 5 年 3 月の幕府領の年貢皆済目録をはじめとして幕末期の文書があ

る。

◆M025 九条中学校所蔵文書

九条中学校は、明治5年、西九条村・八条村・中堂寺村・東塩小路村によって、東寺境内の宝菩提院の土地を譲り受け、八条校として設立された。その後廃止され、明治16年、西九条村・東塩小路村で西九条字唐橋に九条小学校が設立された。昭和21年3月、九条小学校が九条中学校に転用された。「沿革史」には、創立の経緯のほかに、昭和9年9月21日の台風により、校舎が倒壊したことなどが記されている。

◆M026 西寺文書

西寺は唐橋平垣町にある浄土宗寺院である。官寺である西寺が廃絶して以降、その跡地に建立された同寺は、浄土宗寺院であったところから当初より西方寺と命名されたが、明治27年に西寺と改名された。文書は「西寺紀綱」と題する冊子1点で、同寺の由緒や同寺周辺の歴史が記してある。

◆M027 小野(八)家文書

小野家は、中久世村に居住し、平松家領の百姓であり、久左衛門を称した家である。文書は、近世後期から明治初年にかけての、土地売買に関する証文や借用証文がほとんどをしめる。それ以外では、文政3年10月・嘉永6年9月・嘉永6年12月・文久2年12月の家の建て直しについての願書や養子縁組についての一札などがある。

◆M028 風間(茂)家文書

風間家は代々与兵衛を名乗り、上久世村の、加賀局、大聖寺宮、慈雲院、本光院宮、伏見宮領等の庄屋を勤めた。

文書は時代的には、幕末のものと明治期のものとのほぼ半数ずつからなる。内容で分類すると(1)土地・年貢関係、(2)証書類、(3)上申書、(4)宗門・寺請関係、(5)家関係、(6)近代の証書類等である。

(1)は検地帳、小前帳、年貢納米帳、物成帳、年貢皆済目録、年貢勘定目録等であるが、桂川の洪水の被害を受けやすかった上久世村の地勢を反映して「水損検見帳」が数点ある。また古くから当村の紐帯であった蔵王堂の料米に関する「蔵王年貢并徳米取集メ覚帳」(明治元)がある。(2)の証書類は、田地売券と金子借用証文がほとんどである。(3)は屋敷普請願等、(4)は宗門改帳と村送り状である。(5)の家関係は慶弔に関する覚、普請その他の入用の勘定留等である。また(6)は明治期の借用証文、地券、領収証、約定書といった類である。

◆M029 大藪小学校所蔵文書

学校沿革史 2 点、風害記録 1 点。大藪小学校は、久世地域の小学校として、明治 6 年 7 月に創立された。学区域は上久世村から東土川村までの一帯で、小学校は街道筋にあたる大藪村宮ノ脇の開墾地に設けられた。この開墾地には村役場と駐在所も設置され、現在にいたるまで久世の行政面での中心地となっている。当初、現在の伏見区内に位置する神川小学校下の学区と組合をつくっていたが、明治 16 年分離した。沿革史はいずれも設立時以降の大概を記す。大藪小学校では、昭和 9 年の室戸台風において 5 人の児童が犠牲となっており、その際の事後処理の経過が「風害記録」にまとめられている。

#### ◆M030 山田(隆)家文書

山田家は八条村に居住した家で、文書はすべて明治以降の藍作に関する記録。そのうち 3 点は「藍手鑑帳」と墨書された明治 29・30 年の帳面(うち 1 点はその包紙)だが、内容は半丁ごとに 16 個の黒く塗りつぶされた円が上下 2 段に書かれているだけのものである。したがって記録の形態をとっているのは 1 点だけで、これは明治 27 年から 29 年にかけての藍の買取帳である。

#### ◆M031 行願寺文書

行願寺は、久世中久世町にある浄土宗の寺院である。文書は、寺の縁起と寺の建物の建て替え願である。明治初年に書かれた「行願寺開山已來歴代上人」という縁起では、春慶僧都によって寛永 6 年に開かれ、延宝元年に福田寺の末寺となったという。寺の建物の建て替え願は、宝暦 6 年と嘉永 6 年に、京都町奉行に宛てて作成されたものである。

#### ◆M032 六孫王神社文書

六孫王神社は八条町に所在し、文書は、年代の明らかな正文に限ると応永 5 年を最古とし、明治 3 年に至る。もっとも、文書中の北条義時妻伊賀局書状をいれると 13 世紀までさかのぼることができる。

江戸時代より前の文書は、さきにあげた伊賀局書状、応永 5 年に同社が焼失したとき社領敷地を安堵する足利義満御判御教書(「炎上文書」)、義満が「一見了」と加判した「六宮敷地指図」、嘉吉 3 年の沙弥宗峰社領寄進状、永正 9 年の足利義植自筆神号写、天正 13 年の豊臣秀吉判物、天正 19 年の豊臣秀吉朱印状がある。義満御教書は写しが作成されており、中世における同社の沿革を明らかにする重要文書である。

江戸時代の文書は、徳川将軍代々の朱印状が写しとともに 9 通のこされているが、大多数は元禄 15 年の再興造営および享保 18 年の堂舎修復に関する文書である。この造営は源氏ゆかりの社であることから徳川幕府が費用を負担しているが、おなじ理由で造営を祝う水戸徳川光圀の書簡がのこされている。ほかに元禄の造営関係文書は 10 点。入札目録や正遷宮記などがある。このときから間をおかず、宝永 4 年に祭礼が再興されている。これについては再興願書などがある。また、享保 18 年の修復に関しては 10 点の文書がのこって

いて、瓦方の見積・仕様書など建築関係の文書が多い。

◆M034 菅沼(忠)家文書

菅沼家は、下久世村に居住した家である。天保 8 年 5 月の下久世村絵図には、下久世村と中久世村が描かれ、福田寺、祐楽寺、大日堂、氏神などがみられる。この絵図で注目できるのは、田畑の字名が記され、地割がほぼ正方形に描かれ、条里制の遺構を伝えている点である。字名のなかにも「一ノ坪」などがみられ、条里制のなごりがたしかめられる。

◆M035 山村(弘)家文書

山村家は、下久世村に居住し、弥左衛門を称していた。文書は、すべて土地に関するものであり、文政 5 年「田地坪割算用覚帳」、明治 32 年 3 月「乙訓郡久世村大字久世小字限野取地図」、および下久世村絵図からなる。下久世村絵図にみられる領地は、幕府領・新典侍御局領・川鱒家領・六条家領・千種家領・岩倉家領・中西家領・天野弥五右衛門知行からなり、禁裏御料がみられない。下久世村の一部が禁裏御料になるのは、宝永 2 年であるから、この絵図はそれ以前に描かれたものであると推定できる。

◆M036 福田寺文書

福田寺は、久世殿城町にある浄土宗の寺院である。文書は、福田寺縁起と釈迦の母親について記した摩耶夫人略縁起からなる。福田寺の縁起によれば、開基は行基で、養老年中の創建であるとされている。行基がある夜の夢に 2 人の僧に誘われて、園林に行き、大木を指して、2 体の尊像をつくれと命じられ、それに応じ、方 8 丁のかこみをつくり、迎錫山福田寺と号するようになったという。

◆M037 吉原(慶)家文書

吉原家は唐橋村に居住し、文書は当村と近郷との井関相論にかかわる絵図面(享保 4 年 12 月)がのこる。東西唐橋村は明治 5 年に一村となるが、その前後年にそれぞれ両村で取り決めがなされており、その契約書(明治 2・16)がみられる。そのほかには、明治 15 年の同村戸籍簿、同 17 年の職獵の鑑札。また明治 18 年には矢負地蔵および地蔵堂の復旧願書がある。

◆M038 戸倉(多)家文書

戸倉家は上久世村で油屋を家業とし、角屋源兵衛を名乗った。

文書は証書類がほとんどで、その多くは土地・屋敷売券、金子借用証文、質入れ証文、居宅借用書等である。売券のなかには当村東境の桂川の渡しに関するものも含まれ、その橋番・舟橋番の株を売り渡した事例がみられることが興味深い。

また証文以外では、上久世村の領主別の高帳(寛政 6)、「田畑改畝民図帳」(明治 8)等が



ある。その他、家屋敷普請願、地図、地券等がある。

◆M041 川島(達)家文書

川島家は、上久世村で庄兵衛を名乗る大庄屋であった。文書は明治から昭和にいたる小作人帳1冊である。

◆M042 榎家文書

榎家は東寺公人を勤めた家。全68点のうち、江戸時代の年紀をもつもの、または江戸時代と判断されるものは10点前後で、残りは明治以降のものである。もっとも古い年紀をもつ文書は、慶長15年7月29日付「千僧会御布施米請取状」だが、この1点だけが古さではぬきんでており、ほかはすべて江戸中期から後期にかけてのものである。なお、江戸時代の榎家については、「東寺雑掌榎大輔法眼」とか「目代榎大輔」とみえるので、おのずとその位置が知れよう。江戸期の文書も証書類が多くをしめるが、記録としては江戸末期の「目代雑記」が残されており(一部、明治にまで及ぶ)、これによって榎家が勤めた目代の職制上の内容を把握することができる。

明治以降の文書としては、諸種の請取状のほか、日記、雑記、雑記簿等と書かれた記録類、明治4年の「講堂修正壇供支配帳」、明治2年「竹内親類中引請諸雑記」、年未詳「曼荼羅供次第」などが注意されるが、このほか、明治18年「醤油税則 菓子税則」、同年の菓子買入、売上帳の雛型、明治19年「菓子小売営業免許鑑札」(いずれも印刷物)が興味深い。

◆M043 永田(康)家文書

永田家は大藪村の庄屋徳兵衛家。北野社などの庄屋を勤めたが、明治25年に火災にあい、文書の多くを焼失したという。収集した文書は95点に達するが、ほとんどが絵図類の断簡などで、まとまったものは少ない。そのなかで、文政11年の訴状は大藪村村内の錯綜した支配関係を浮き彫りにしたものとして興味深い。この訴訟は、大藪村北河原の開発をめぐるおこされたもので、村内を二分した争いとなった。訴状にあらわれるだけでも、その当事者はつぎのような人々である。訴訟人側松梅院領庄屋徳兵衛、夜叉講支配人市左衛門、夜叉講仲間惣代佐右衛門、同源兵衛、中院家領庄屋半右衛門、相手側村庄屋善兵衛、今出川家領庄屋安兵衛、六条家領庄屋平右衛門、同百姓七兵衛、同百姓新右衛門、吉田家領年寄権右衛門。また、実際に開発に携わったのは村内の旧家久左衛門であった。文中からは、領主の違う百姓間の対立、夜叉講の運営上の問題、村役人層と小前百姓とのあつれきなどがうかがえる。

◆M044 築山村文書

築山村文書は、築山村の菱妻神社の神主を勤めた片岡家に伝わった文書である。内容が

ら大別すると、村全体にかかわる文書と、菱妻神社や片岡家の神職や家系についての文書からなる。この文書は、天正13年の文書をはじめとして、近世初期の文書が含まれ、きわめて貴重な史料である。なお、文書のほとんどは、近世文書である。明治期の文書も若干含まれている。

近世初期の文書、すなわち天正・慶長・元和・寛永という年号をもつか、あるいはそのころと推定できる文書は、38点を教える。とくに、寛永7年から9年にかけての幕府代官藤林市兵衛にかかわる文書から、江戸幕府成立期の農村支配の実態を知ることができる。寛永6年1月12日の築山村五人組帳(『史料 京都の歴史 13 南区』口絵)は、現存するもっとも古い五人組帳の一つである。そして、関連史料からこのころ五人組を農村に定着させようとしていたことがわかる。また、京都所司代板倉重宗のキリシタン禁止や堤修復の人足等に関する触なども含まれている。

支配関係の文書からは、築山村における江戸時代はじめからの領主の変遷や、幕府の代官の変遷を知ることができる。触は、そう多くは含まれていない。

土地関係の文書は、天正17年の検地帳、寛文6年の検地帳・名寄帳など、多数ある。当村の領主は数名から成り立っていたので、検地帳・名寄帳も領主ごとに作成されている。築山村は桂川に面していたので、荒地の開発を記した文書もかなり含まれている。

年貢関係文書には、寛永期の京都所司代板倉周防守や五味金右衛門による年貢免定、天和から元禄期にかけての幕府代官森本惣兵衛による年貢免定、元禄期の田村御局料の幕府の京都代官小堀藤三郎による年貢免定等がある。これらの文書から、幕府代官による年貢の収納の変遷を知ることができる。

村極(村法度)は、延宝4年・明和6年のものがあり、博奕の禁止をはじめとして、仏事や婚礼から生活の細部に至るまで、農民自身によって規制されていて、村政の実態を知ることができる。

戸口関係文書には、寛文11年の宗旨人別帳・宝永3年の京都代官に宛てて作成された「女御様御料家数人別附牛馬員数帳」がある。後者は、一般の宗旨人別帳の記載のほかに所持高や居宅がくわしく記されている。

水利に関する文書もかなり含まれている。築山村、菱川村、古川村、志水村の4か村の用水にかかわる文書等である。桂川流域の治水は中世以来のものであるが、これらの文書によって、桂川用水の近世的展開を知ることができる。桂川による水害の影響を伝える文書も含まれている。

交通にかかわる文書には、唐街道(西国街道)や久世橋に関するものがある。とくに久世橋についての文書はかなりの数量がある。久世橋の運営は、上久世村、中久世村、下久世村、大藪村、築山村、嶋村、石原村の7か村によって運営されていた。この7か村で定めた元禄10年8月・享保5年8月の「舟橋法度之定」がある。そのほかには、久世橋のかけ替えや舟橋番にかかわる文書がある。

そのほか多数の田畑の売買についての証文や金銭貸借についての証文がある。絵図もか

なりあり、製作時代はほとんどわからないが、村の字名等を知ることができる。

宗教関係の文書には、寺院と神社に関するものがある。寺院関係文書は、西円寺、西蓮寺、浄持院にかかわる文書である。神社関係文書は、菱妻神社に関するもので、同社の由来、社殿の修復、同社の所持する田畑や藪、祭礼等についての文書である。享和2年には、菱妻神社の旧号の乙訓座火雷神社への復帰願を領主にだしている。吉田家からの神職の任命状もかなりのこっている。神主の日記である「日次」は、正徳4年から幕末まで、断続的ではあるが、かなりのこっている。神社の由緒は、明治初年にさかんにつくられている。

片岡家の由緒を記した文書もかなりある。葉山村については、片岡家の分家の文書である片岡(国)家文書(M045)をあわせて参照されたい。

#### ◆M045 片岡(国)家文書

片岡家は、築山村の菱妻神社の神職を勤めた片岡家の分家で、本阿弥家領 107 石の庄屋を勤めている。文書は、乙訓郡でもっとも貴重な文書の一つである築山村文書(M044)を補完する史料として重要である。大半は、江戸時代の文書であり、明治初年の文書もわずかに含まれている。

触では、享保6年と明和元年の朝鮮通信使来朝の際人足調達についてのものがある。京都町奉行の触は、雑色松村氏によってもたらされている。人相書も数点ある。領主の本阿弥家からの伝達も含まれている。

土地関係文書には、寛文5年3月18日の「築山村検地野帳」、同7年3月の「山城国築山村本阿弥知行地平均帳」がある。寛文年間に、幕府領およびその他の領地からなる築山村の土地の検地を、京都代官鈴木伊兵衛が行ったようである。そのほかに、本阿弥家領の土地台帳が数点ある。

年貢関係文書には、本阿弥家領年貢免定・皆済目録や幕末期の「御年貢米取集帳」がある。御局領(51石5斗)、およびその上地の近世中・後期の京都代官が発給した年貢免定・皆済目録がある。戸口関係文書には、本阿弥家領の寛政・文化・天保期の宗門人別帳が4点ある。

築山村は、桂川に面しているので、たびたび水害に悩まされ、洪水の被害を記した文書ばかりでなく、領主の本阿弥家に宛てて作成された天明5年9月の「荒起反別小前帳」や文化5年の「荒所鋤下小前帳」などの荒池やその開発を記した文書がある。築山村は、淀宿や大山崎宿の助郷を命じられていたが、水害により免除を願い出ている。

治水関係文書には、築山村・菱川村・志水村・古川村の4か村の立合の用水樋門や桂川堤防の修築についての文書がある。そのほかの江戸時代の文書には、家の普請願や頼母子講にかかわる文書がある。

明治の文書には、明治初年と推定される京都府の職員録である「京都府役鑑」や、明治28年に開催された平安遷都千百年記念事業のための汽車や汽船の割引券などがある。

#### ◆M046 実相寺文書

実相寺は、上島羽鍋ヶ淵町にある日蓮宗の寺院である。当寺は、日蓮宗のうちでも不受不施派であったため、たびたび弾圧を受けたようで、記録も断片的にしかのこっていない。過去帳の「霊簿記」には、寛文 8 年以降の記述しかない。当寺は、近世前期に文学者として活躍した松永貞徳との関係が深く、ゆかりの品がのこされている。おもなものとしては、松永貞徳坐像、松永貞徳像、貞徳筆消息や、蘆の丸屋で行われた句会の句集がある。

#### ◆M049 浄禅寺文書

浄禅寺は、上島羽岩ノ本町にある浄土宗の寺院である。「鳥羽地蔵」「恋塚寺」の名で親しまれている。「鳥羽地蔵」と称されるのは、当寺の地蔵菩薩が六地蔵巡りの一つであるためであり、六地蔵巡りの由緒を記した卷子がある。当寺の境内には、林羅山が文章を起草した「恋塚」という石碑があり、その碑文が書かれた卷子がのこされている。

#### ◆M050 石原(勇)家文書

石原家は、代々弥兵衛を名乗り、幕末期に上島羽村の庄屋を勤めた家である。文書は、幕末期の庄屋文書と、当家にかかわる文書や明治初年の文書からなる。

幕末期の庄屋文書では、名寄帳がよく残っている。安政 4 年 6 月の「御歳入古検方名寄帳」「御歳入新検・古検高寄帳」「青綺門院様・新清和院様上地高寄帳」などである。これらの名寄帳から、上島羽村の御歳入(幕府領)が古検と新検からなり、複雑な土地の状態がうかがえる。また、青綺門院・新清和院などの女院領があったこともわかる。上島羽村には、今宮社領もあり、天保 9 年・10 年の年貢皆済状がある。上島羽村の北部域を南田と称していたが、南田の建仁寺領の庄屋についての文書ものこっている。石原家は、幕府領ばかりでなく上島羽村の村政全般に深くかかわっていたようである。

上島羽村の南部域は、上之町・中之町・下之町にわかれ、幕府や領主の法令のほかに、村で村極(村掟)をつくっていた。享保 16 年 7 月・安永 7 年 1 月・嘉永 5 年 3 月・文久元年 10 月・元治 2 年 2 月・慶応 2 年 6 月・明治 7 年 1 月、明治 22 年 2 月の村極がのこっている。これらの村極は、近世中期から明治にかけての上島羽村の生活の変遷を知るてがかりになる貴重な史料である。

当村の主要農産物であった藍に関する文書も、わずかであるが含まれている。嘉永 5 年 2 月の文書によれば藍作の不振が記され、明治 6 年 9 月の借用証文では藍を売りさばき、返却することが約束されている。

当村は、鴨川と桂川に挟まれた水害の頻発地帯であり、治水関係の文書としては、鴨川ざらえについての史料がある。

近世には、旅行する場合身元を保証する道中手形が必要であった。西国四十八か所や日蓮宗の本山である甲斐国身延山に参詣するための道中手形がのこっている。元治 2 年 3 月に作成された道中手形では、合計 27 人の身元保証を行っている。

◆M051 宝樹院文書

上鳥羽塔森江川町にあった浄土宗の寺で、天正元年僧知泉による開基と伝える。所蔵史料はいずれも明治期のもので、明治 21 年 2 月の識語のある「当院由来記」と、同 28 年 9 月の奥書のある「過去霊名記」には、明治維新期に塔森にあった同宗派の長寿庵・永願寺・念仏寺・西福寺が宝樹院に合併した経緯が記される。別に明治後期の関係文書を集めた文書集がある。なお宝樹院は下水処理場建設にともない、上鳥羽山ノ本町に移転している。

◆M053 大橋(準)家文書

大橋家は、代々三郎兵衛を名乗り、幕末から明治にかけて上鳥羽村の指導的役割を果たした家である。文書は、大別して 3 種に分類できる。(1)幕末期の庄屋文書、(2)明治初年の村政関係文書、(3)明治 30 年代に活動した桂川・鴨川・宇治川改修期成同盟会にかかわる文書である。同会は上鳥羽村の大橋三郎兵衛・田中祐四郎が中心になり結成された。

上鳥羽村の領地の大半は、幕府領によってしめられており、上方・下方にわかれて年貢の収納が行われていた。大橋家は下方の年貢収納を担当する庄屋であった。嘉永から慶応にかけての下方の免割帳がのこされている。庄屋文書として注目できるのは、慶応 2 年から明治 2 年にかけての願書を書き留めた「願書要用留」である。この文書は、明治維新期の上鳥羽村の様子がよくわかる興味深い史料である。

明治初年の村政関係文書は、京都府の年貢収納にかかわる文書である。この時期の年貢は、ほぼ江戸時代と変わることなく行われていたようである。そのほか、江戸時代の諸制度の廃止に関する京都府の布告等がある。

◆M054 柴田(昌)家文書

京都府が明治 20 年 3 月付で調査した「上鳥羽村沿革取調書」を基礎に、市町村制施行前後につくった「上鳥羽村々誌」を所蔵する。この「上鳥羽村々誌」には明治 22 年に合併する塔森村の「沿革取調書」が含まれる。

◆M055 永徳院文書

永徳院は吉祥院嶋間詰町にあり、所蔵する文書は同郷にあったといわれる大福寺の縁起。この縁起によれば、明治 6 年に大福寺が廃寺になったことをきっかけに、明治 8 年 3 月本尊などが永徳院に移った。末尾に「明治廿七年大福寺建立」と記されているが、大福寺は現存せず、大福寺旧蔵の仏像は笠井町集会所に安置されている。

◆M056 高橋(貞)家文書

高橋家は、上鳥羽村の庄屋を勤めた家である。だが、江戸時代のものは、寺子屋の手本 1 冊しかのこっていない。現在のこっている文書の大部分は、明治以降のもので、明治 18 年

に作成された地券が多く、そのほかに土地の売買、金銭の貸借にかかわる証書類、小作の宛米に関する帳面等がある。

#### ◆M057 最然寺文書

最然寺は、上鳥羽岩ノ本町にある日蓮宗の寺院である。近世文書が 3 点、近代文書が 2 点である。近世文書には、上鳥羽村の領主と石高、寺院の除地が記された天保 3 年 6 月の「山城国紀伊郡之内郷村高帳」と、文久元年 10 月 11 日付の庫裏の建て替えを願い出た文書などがある。近代文書は、明治初年につくられた寺の由緒を記した明細帳がある。明治 15 年に作成された明細帳によると、元禄元年 8 月に日随によって開基された。

#### ◆M058 安楽寺文書

安楽寺は、吉祥院中河原西屋敷町に所在する浄土宗寺院である。文書は、昭和 6 年の吉祥院村全図（1/3000）。

#### ◆M059 安楽寺文書

安楽寺は、現在は廃寺になっているが、明治初年まで上鳥羽村にあった日蓮宗の寺院である。もともとは唐橋村にあったが、智光という尼によって寛延 4 年に上鳥羽村に移された。移転に関する文書がかなり残っている。そのほかには、寺の借家にかかわる文書や寺の修復についての文書がある。当寺は、堤家との関係が深く、現在（平成 4 年）は堤家が文書を保管している。

#### ◆M060 堤（禎）家文書

上鳥羽村の堤家は、定八家・一郎兵衛家・弥左衛門家の三家からなり、現在（平成 4 年）文書を保管しているのは堤弥左衛門家である。堤家は、代々「輪屋」を称し、材木商を営んでいた。近世中期から後期にかけての庄屋文書のほかに、材木商・木柴商に関する文書がある。

庄屋文書としては、近世中期・後期の名寄帳と年貢免状等がある。近世中期の庄屋文書としては、延享元年 9 月の「准后様御料名寄帳」「御蔵入古検方（および新検方）名寄帳」、小堀仁右衛門が上鳥羽村に発給した元禄 4 年・5 年・6 年の「御取毛之事」・元禄 7 年の「酉年御納米大豆三分一払方御勘定目録」がある。近世後期の庄屋文書としては、天保 14 年の「女院様御料名寄帳」、嘉永 2 年の「酉年大割帳」等がある。この 2 つの文書は「西株」と記され、上鳥羽村の何人かいる庄屋のうちの「西株」の庄屋を勤めていたことがわかる。幕末期には、庄屋・年寄などの村役人がよく交代したようで、交代するときに作成された文書がのこっている。

村では独自に掟をつくっていたが、天保 8 年 1 月の「法度書」、同 13 年 10 月の「定書」がある。後者は、手間賃の制限を定めたものである。

上鳥羽村は、桂川と鴨川に挟まれた土地に位置しているので、たびたび水害に悩まされた。堤防の修理を願い出た嘉永元年の「申八月急破御普請仕様帳」や水害の苦悩を記した弘化3年12月の「差入置申一札之事」や同4年2月の「乍恐書添奉願口上書」がある。

材木商・木柴商に関する文書としては、柴・薪について上鳥羽村と材木商・木柴商との間でとりかわされた明和4年12月の「定」や「一札」がある。幕末期にも、材木商・木柴商と上鳥羽村との関係を記した文書がある。

このほかには近世中期から後期にかけての借金や土地の売買にかかわる証文、および近世後期の家の普請や水車に関する文書がある。明治維新期の文書としては、木版刷の京都府の布令書がある。

#### ◆M061 石原(孝)家文書

石原家は、上鳥羽村に居住した家で、米屋を営んでいた。同家には「龍鱗館記」という文章と屋敷の絵がのこされている。この絵によれば、天神川(西高瀬川)のほとりに家と蔵が描かれ、天神川には荷がいっぱい積まれた舟がみえ、家の中庭では荷車が牛によって運ばれている。文章は、石原家の屋敷を讃えたもので、頼山陽の作と記される。

#### ◆M062 小原(正)家文書

小原家は西庄村の旧家で、系図の語るところによれば甲州武田氏の家臣であったが、武田氏滅亡の後、福地三河守をたより西庄村域に定着したという。ほとんどが明治以降の村政・家政に関する文書であるが、一部江戸時代以前の文書がのこされている。

正文・案文を問わずもっとも古い文書は年未詳9月6日付織田信長朱印状(仁和寺門跡雑掌成多喜坊宛礼状)と、天正9年1月25日付豊臣秀吉判物(宛所不詳)である。この両者が小原家に伝来する理由は不明。江戸時代の文書では元和10年1月15日付「家宝譲状之事」が最古であり、このほか年紀の判明する分は14点。水帳・名寄帳など村政関係文書があるものの、まとまりをみせるグループではない。むしろ小原家が村の要職を勤めた明治以降の文書に史料として有益な文書グループがみうけられる。

一つは上嵯峨観空寺谷疏水工事に関する文書グループがある。明治19年3月に上嵯峨村ほか3か村から、大堰川と観空寺谷の間に用水路を開きたいという出願があった。このため大堰川(桂川)沿岸の村々に差しつかえの有無を聞きあわせている。文書は上嵯峨村から出された願書の写し、西中村からの反対意見書、疏水経路見取図、開削場所見取図など、関係文書9点がのこされている。

いま一つは、明治17年から26年に至る村会関係文書である。この期間の小原家当主伝之丞は村会議員等を勤めていたので、議案書、予算書、決算書、議会召集状等が64点のこされている。西中村だけでなく吉祥院・上鳥羽等周辺の村との連合村会の分も多い。なかば公文書とはいえ、独立した自治体としての活動にかかわる文書が数少ないなかでは、地方自治に関する重要な史料となりうる。

◆M063 祥豊小学校所蔵文書

祥豊小学校は昭和 50 年に吉祥院小学校の北分校として創設され、翌年に祥豊小学校と命名、独立開校した。文書は学校沿革史 1 冊。

◆M064 妙蓮寺文書

妙蓮寺は、上鳥羽島田町にある日蓮宗の寺院である。大正 13 年の火災により、記録類は失われている。ただし、1 点のみ寺の由緒を記した文書がのこっている。享保 12 年に記された由緒書によると、日像によって開基され、永禄年間に戦火により荒廃し、草庵が建てられ、細々と維持されていたが、寛文年間に武蔵国深川浄心寺の日念によって再建されたことがわかる。

◆M065 石原(金)家文書

石原村の庄屋弥兵衛家に伝わった文書。大半は明治 7 年西光寺が火災にあった際に焼失したという。収集した文書は 84 点で、大半は村関係である。現存最古の文書は天正 19 年の豊臣秀吉朱印状で、石原助左衛門に対して丹波国氷上郡の所領が安堵された。石原村の石原家には、二系統あったとされるが、詳細は不明。

朱印状以外は、年貢勘定目録、借米証文、借金証文、本物返田地売渡証文など証書類が多数をしめる。写しであるが、元禄 15 年 8 月付「城州紀伊郡石原村難波様御領御水帳」には、このときのおもだった作人として弥兵衛と嘉兵衛の名がみえる。また、宝永 2 年 12 月 27 日付年貢勘定目録には、庄屋弥兵衛の名がみえる。

石原村は桂川沿いにあるところから、古くから治水には心を砕いてきたとおもわれるが、本文書中にもつぎのような文書がある。一つは、文政 8 年 6 月付「急破御普請仕様帳」で、この年 5 月の水害による堤防の破損を修復する際のものである。もう一つは、文久 2 年 4 月の願書で、新田村領国役堤にある石原村用水樋の修復に関するものである。このほか、関連するとおもわれる断簡数点がある。

明治以降の近代文書は講、小作米、借金、樋普請入用などに関する証書類が多い。

◆M066 久世西小学校所蔵文書

京都市立久世西小学校は、上久世地区の人口増加にともない、昭和 51 年 1 月に京都市立大藪小学校西分校として開校したのを、同年 4 月にさらに独立して開校した学校。

文書は「学校沿革史」と、開校時の詳細な資料を綴じ込んだ「学校沿革史補助簿」の 2 点である。

◆M068 唐橋小学校所蔵文書

唐橋小学校は昭和 8 年に京都市立七条第二尋常小学校として開校。しかしその校名は、



七条小学校や七条第三小学校と混同されがちであったため、昭和 30 年に地域の歴史的由緒にちなみ、唐橋小学校と改名した。文書は「学校沿革史」で、開校当初からの沿革や教員名・予算などが詳述されている。

◆M069 三宮寺文書

三宮寺は吉祥院西庄東屋敷町に所在した真言宗寺院であるが、現在は西京区御陵谷町に移転している。文書は明治 4 年から同 23 年にわたり、ほとんどが同寺の運営・帰属をめぐる文書であるが、1 点だけ西庄村関係文書として明治 11 年 7 月の頼母子講仕法書がある。寺関係では三宮寺の明細書が 5 点のこされている。また三宮寺は江戸時代まで無本寺であったが、明治 5 年に東寺末寺に所属することになり、そのときの願書がある。このように、明治初期から中期の変動期に寺院がどう対応したかという史料になりうる文書である。

◆M070 岡崎(靖)家文書

大正 2 年に編集された「京都府紀伊郡吉祥院村維新以前地方民政制度及事蹟調査要綱」1 冊(謄写印刷)。市町村制施行以後の吉祥院村域(含西中村・石嶋村)を対象に、江戸時代を中心とした地域関係史料(古文書)を掲載している。

◆M071 祥栄小学校所蔵文書

祥栄小学校は昭和 56 年に吉祥院小学校南分校として創設され、翌年に祥栄小学校と命名、独立開校した。文書は学校沿革史 1 冊。

◆M072 九条塔南小学校所蔵文書

九条塔南小学校は、大正後期から昭和初年にかけて、京都市の市街化の南進により、東九条村の人口の増加がいちじるしくなったことにより、昭和 11 年 7 月 5 日に九条第三尋常小学校として開校した。昭和 16 年には、九条塔南国民学校となり、昭和 22 年には九条塔南小学校と改称した。「沿革史」には、創立から現在までの経緯が記されている。

◆M073 南大内小学校所蔵文書

「大内小学校分教場沿革史(大内第三小学校二関スル記録)」と表紙に墨書された、大正 13 年 4 月から昭和 3 年 5 月に至る記録。開校時の校舎等の規模、開校式の式次第、学級編成と担任名等々が記録されているが、とくに学級編成は、昭和 3 年まで連年記されている。

▲[TOP](#)へ